

岩手県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地域密着型通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会	陸前高田市高田町字鳴石50番地10	陸前高田市高田町字太田511番地	陸前高田市社会福祉協議会指定通所介護事業所	陸前高田市広田町字長洞154番地1	令和4年1月15日

2 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者			介護予防・日常生活支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会	陸前高田市高田町字鳴石50番地10	陸前高田市高田町字太田511番地	陸前高田市社会福祉協議会指定通所介護事業所	陸前高田市広田町字長洞154番地1	令和4年1月15日